

議員提出第 2 号議案

稲城市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 28 日

提出者	稲城市議会議員	渡 辺	力
〃	〃	大久保	もりひさ
〃	〃	岩 佐	ゆきひろ
〃	〃	岡 田	まなぶ
〃	〃	鈴 木	誠
〃	〃	藤 原	愛 子

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正に伴い、稲城市議会委員会条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市議会委員会条例の一部を改正する条例

稲城市議会委員会条例（昭和50年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の稲城市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の稲城市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。